

翔はばたきの利用料金は、次表のとおりです。

	授業終了後に行う場合	休業日に行う場合
利用料 (医療的ケア児以外)	30分以上1時間30分以下 =6256円 1時間30分超3時間以下 =6638円	3時間超5時間以下 =7259円
利用料 (医療的ケア児)	30分以上1時間30分以下 =28241円(区分Ⅲ) =17254円(区分Ⅱ) =13886円(区分Ⅰ) 1時間30分超3時間以下 =28634円(区分Ⅲ) =17636円(区分Ⅱ) =13973円(区分Ⅰ)	3時間超5時間以下 =29244円(区分Ⅲ) =18246円(区分Ⅱ) =14595円(区分Ⅰ)
利用者負担額	上記の1割 上限有り	上記の1割 上限有り

翔はばたきがとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内容
児童指導員等加配 加算常勤専従・経験 5年以上	2038円	左記の 1割	常時見守りが必要な就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、基準を上回る理学療法士等又は児童指導員等又はその他の従業者を配置している場合、利用1日につき加算されます。
児童指導員等加配 加算常勤専従・経験 5年未満	1656円	左記の 1割	常時見守りが必要な就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、基準を上回る理学療法士等又は児童指導員等又はその他の従業者を配置している場合、利用1日につき加算されます。
児童指導員等加配 加算非常勤専従・経験 5年以上	1340円	左記の 1割	常時見守りが必要な就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、基準を上回る理学療法士等又は児童指導員等又はその他の従業者を配置している場合、利用1日につき加算されます。

児童指導員等加配 加算非常勤専従・経 験5年未満	1166円	左記の 1割	常時見守りが必要な就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、基準を上回る理学療法士等又は児童指導員等又はその他の従業者を配置している場合、利用1日につき加算されます。
その他従業者	981円	左記の 1割	常時見守りが必要な就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、基準を上回る理学療法士等又は児童指導員等又はその他の従業者を配置している場合、利用1日につき加算されます。
専門的支援体制加算	1340円	左記の 1割	(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、児童指導員(保育士、児童指導員は5年以上保育士・児童指導員として児童福祉事業に従事した者に限る)を配置している場合利用1日につき加算されます。
専門的支援実施加算	1635円	左記の 1割	専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施をした場合に加算されます。 原則月4回まで。(利用日数等に応じて最大6回まで)
医療連携体制加算 (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ) (Ⅴ)(Ⅶ)	(Ⅰ) 348円 (Ⅱ) 686円 (Ⅲ) 1362円 (Ⅳ) 1人 8,720円 2人 5,450円 3人~8人 4,360円 (Ⅴ) 1人 17,440円 2人 10,464円 3人~8人 8,720円 (Ⅶ) 2725円	左記の 1割	医療機関等との連携により、看護職員が事業所を訪問して看護を行った場合や、介護職員等にたん吸引等に係る指導を行った場合等利用1日につき加算されます。

家族支援加算（Ⅰ）	入所児童の家族（きょうだいを含む）に対して個別に相談援助等を行った場合 1時間未満 2180円 1時間以上 3270円 事業所等で対面 1090円 オンライン 872円	左記の1割	障がい児の居宅を訪問し、障がい児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に加算されます。（月4回を限度）
家族支援加算（Ⅱ）	入所児童の家族（きょうだいを含む）に対してグループで相談援助を行った場合 事業所で対面 872円 オンライン 654円	左記の1割	障がい児の居宅を訪問し、障がい児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に加算されます。（月4回を限度）
利用者負担上限額管理加算	1,635円	左記の1割	通所給付決定保護者の依頼により、負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないように、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合、1月につき加算されます。
関係機関連携加算（Ⅰ）	2725円	左記の1割	保育所や学校との個別支援計画に関する会議を開催し連携して個別支援計画を作成した場合に加算されます。（月1回を限度）
関係機関連携加算（Ⅱ）	2180円	左記の1割	保健所や学校の会議等により情報連携を行った場合に加算されます。（月1回を限度）
関係機関連携加算（Ⅲ）	1635円	左記の1割	児童相談所、医療機関等との会議等により情報連携を行った場合に加算されます。（月1回を限度）

関係機関連携加算 (Ⅳ)	2180 円	左記の 1 割	就学先の小学校や就職先の企業等の連絡調整を行った場合に加算されます。(月 1 回を限度)
事業所間連携加算 (Ⅰ)	5450 円	左記の 1 割	セルフプランで複数事業所を併用する利用者について、コーディネートの中核となる事業所として会議を開催する等により事業所間の情報連携を行うとともに家族への助言援助や自治体との情報連携等を行った場合に加算されます。(月 1 回を限度)
事業所間連携加算 (Ⅱ)	1635 円	左記の 1 割	上記の会議に参加すると事業所間の情報連携を行い、その情報を事業所内で共有するとともに必要に応じて個別支援計画の見直しを行うなどにより支援に反映させた場合に加算されます。(月 1 回を限度)
欠席時対応加算	1,024 円	左記の 1 割	障がい児が急病等により利用を中止した場合に、連絡調整や相談援助を行った場合に加算されます。月 4 回まで加算されます。(重心は月 8 回まで)
特別支援加算	588 円	左記の 1 割	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、看護職員等を配置して、機能訓練又は心理指導を行った場合、利用 1 日につき加算されます。
送迎加算	588 円(基本) 重症心身型 +436 円 医療的ケア 児 16 点以上 +872 円 医療的ケア 児(その他の 場合) +436	左記の 1 割	事業所が障がい児に対し、送迎を行った場合、片道につき加算されます。
強度行動障害児支援加算	2180 円(加算開始から 90 日以内の期間は、更に +5450 円)	左記の 1 割	※強度行動障害支援者養成研修(実務研修)を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児(児基準 20 点以上)に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に加算されます。
強度行動障害児支援加算(Ⅱ)	2725 円(加算開始から 90 日以内の期間は、更に +5450 円)	左記の 1 割	※強度行動障害支援者養成研修(中核的人材養成研修)を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児(児基準 30 点以上)に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に加算されます。

個別サポート加算	(Ⅰ) ①981 円 ②1308 円 ケアニ ーズの高い 障害児に対 して強度行 動障害者養 成研修 (基 礎研修) 修 了者を配置 し支援を行 った場合、又 は著しく重 度の障害児 に対して支 援を行った 場合。(Ⅱ) 1635 円 (Ⅲ) 763 円	左記の 1 割	著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い障害児や虐待等の要保護・要支援児童に対して支援を行った場合、1日につき算定されます。
延長支援加算	30 分以上 1 時間未満 664 円 1 時間以上 2 時間未満 1002 円 2 時間以上 1340 円 重症心身 障害児・ 医療的ケ ア児 30 分以上 1 時間未満 1395 円 1 時間以上 2 時間未満 2092 円 2 時間以上 2790 円	左記の 1 割	運営規程に定められた営業時間 (8 時間以上場合に限る) を超えてサービスを利用した場合、1日につき加算されます。
子育てサポート加算	872 円	左記の 1 割	保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合に加算されます。(月 4 回を限度)
自立サポート加算	1090 円	左記の 1 割	高校生 (2 年生・3 年生に限る) について、学校卒業後の生活に向けて、学校や地域の企業等と連携し

			ながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合に加算されます。(月2回を限度)
通所自立支援加算	654 円	左記の1割	学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、職員が付き添って計画的に支援を行った場合、加算されます。(算定開始から3月を限度)
事業所内相談支援加算	(I) 1090 円 (II) 872 円	左記の1割	障がい児とその家族等に相談援助を行った場合算定されます。(個別、グループされぞれにつき月1回を限度)
保育・教育等移行支援加算	5450 円	左記の1割	通所支援事業所を退所して放課後児童クラブ等に通うこととなった場合、加算されます。(1回を限度)